（驛遞局認可）　第千百五十八號　（日曜日休）　（定價三錢）

時事新報

明治十八年十二月廿九日火曜日
舊乙酉十一月廿四日（戊、午）
日出午前七時十一分　日入午後四時五十四分
月出午前零時十二分　月入午後零時十五分
滿潮午前十一時十三分　午後十一時四十一分
（西暦一千八百八十五年）

時事新報定價

一枚金三錢〇一箇月前金六十五錢〇三箇月前金一圓八十錢〇六箇月前金三圓四十錢〇一箇年前金六圓五十錢〇郵便税一箇月金廿六錢一箇年金三圓十二錢〇左ニ掲クル各地ニ於テハ郵送無料ニテ配達致候

東京　横濱　横須賀　從神奈川至小田原驛　函根七湯　大坂
京都　大津　神戸　尾ノ道　福山　笠岡　岡山　廣島
和歌山　德島　高知　下ノ關　名古屋　岐阜　岡崎　豐橋
四日市　津　松坂　山田　仙臺　福島　二本松　石ノ卷
函館　青森　弘前　宇都宮　高崎　八王子　千住　草加
越ケ谷　粕壁　杉戸　幸手　久喜　關宿　千葉　登戸
寒川

其他同地近傍配達便宜ノ個所ハ同シク郵送料不申受候

時事新報廣告料（前金）一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上卅日迄	卅一日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘	六錢四厘
自十一行至三十行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九五	五錢六厘
自卅一行至五十行	八錢	六錢五厘	五錢八五	五錢五厘	五錢二厘
五十一行以上	七錢	六錢	五錢四厘	五錢一厘	四錢八厘

時事新報

各省の事務を整理するの綱領（昨日の續）

第三　繁文を省く事

内閣總理大臣の達文に曰く一令出るごとに疑問百出經伺の文牘積で堆を成し往々半年或は一年にして始めて定まるなり文書繁多の弊は事務を淹滯して公私の障害たり、官吏を冗多ならしむ、一部を擔任する官僚をして文書に依頼して責任の意を輕からしむ今此弊を除かんには凡そ布告の法律は成るべく説明書を附して疑問なからしめ又府縣長官及び其他一局部の長たる者は法律命令を施行するに付て其明文ある者に付經伺して指令を請ふことを得ざらしめ其他公文停滯の弊害を救ふが爲め文書受付往復の程限を定め稽滯を以て過失と爲し主任の官吏をして其責に任せしむ云々と文書繁多事務延滯は世界古今政府の通弊なり日本の如く封建の餘習尙は社會に充滿するの國に在ては別して甚だしきものあるならん此等の弊を除かんとするには固より一と通り規則章程もなかるべからざることなるが此事唯規則章程の文面にのミ依頼して決して矯正し得べき弊害ならず必ずや先づ長官も此事を心とし局長もこれを心とし屬官もこれを心として念々忘れず人の監視催促を待たずして銘々自から我心に問ふて我手に働くことゝならざれば能はざる事なり我輩は全國幾萬の官吏が能く此趣意を體して再び府中に文書繁多事務延滯の歎聲を聞かざらしむることに油斷なからんことを希望するなり

第四　冗費を節する事

達文に曰く凡そ行政官務整頓嚴確なる國は其經費必ず節省ならざるはなし維新以來歳出の歳を逐て增加せる明治六年の會計表に據りこれを昨十七年度の歳出と比較するに幾んど四分の一を增加せり官吏俸給の一項に付て言ふも明治六年の概數に據りこれを十七年度に比較するに十分の六を增加したり然るに實務の擧がる所成果の得る所未だ經費の遞增と相比例するに至らず宜しく務めて制限を行ひ各省の定額は内閣に於て事物の緩急を料りこれを總判審定し超ゆべからざるの限と爲すべし各省院府縣廳は每月官吏の員數幷に俸給を統計して檢査院に報告し檢査院に於て其制限を踰えたるものを檢出したるときは内閣總理大臣に上申して處分を請はしむべし又檢査院は會計出入の檢査を爲すのミならず需費の成跡に就て事業の得失を察し各廳内部の處務に注目し務めて儉省確實の方法を計畫して内閣に提出せしむべし云々と今日の文明世界に國を立るもの其政費の日に多端なるべきは自然の勢にして實に已むを得ざる事なりといへども左れども成果の得る所經費の遞增と相比例するに至らずとありては實に容易ならざる次第に付其當局者たる者は各非常の英斷を以て一々冗費を節すること實に目下の急務なるべし又其監視の責に任ずる檢査院は以來一層の重任を負ふものなるがゆゑに院の當局者は忌憚なく怠惰なく公明穎敏に其職務を盡して行政各部の注意を促し再び冗費節省の沙汰あらしめんことに十分助力せんことを希望するなり

第五　規律を嚴にする事

達文に曰く官吏の品格は實に政府の威信に係り官吏の忠順愼密勤勉清廉は政務の得失に密接の關係を爲す其紀律を嚴にし其品格を保つは一日も緩慢に付すべからず各省大臣各其權内に於て振勵監督し告戒譴責懲罰し賄遺の禁は細大に及ぼし職務曠廢の戒尤は其有意無心を問はず老朽務めに堪へざる者は其官を退かしむべし云々と官吏の紀律を嚴にして遠慮なく譴責懲罰し曠職の者に對しては情實を問はず老朽の人に向ては免職を惜まず肅然整然英斷を以てこれを率るは政府を維持するに必要の務なり幾百人の會社を統轄するにも尚ほ且つ紀律の嚴肅なるを要す況んや幾萬人の集合せる政府を率るに於てをや軍法嚴ならざれば兵其用を爲さず紀律嚴ならざれば政府は廢物の府と爲ること世界皆然り公に在ては決して情實を顧みるべからざるなり我輩は政府の紀律が何程に嚴なるも到底嚴に過ぐること能はざるものと信ずるなり

以上は今回伊藤内閣總理大臣が各省大臣に達したる事務を整理するの綱領五箇條の大要にして又聊か我輩の所見を附記したるものなり此綱領に從て不日各省共に官制も定まり規則規程も定まり事皆漸く其緒に就くに至らば此綱領實行の前後と比較して日本政府の内部外部の有樣に一大相違を生ずることならん果して然らば一般國の爲めに實に此上もなき慶事なり併しながら未來人事は兎角豫期に齟齬すること多く當初は成功疑ひなかりし計畫も後日に至りて或は人の怠惰油斷より或は人力の左右し得ざる故障よりして遂に其功を半にして止め人をして徒らに悲歎悔恨せしむるの例なきにあらず當局者の最も自から戒むべき所なり我輩は今回の達文を一讀して其實行の間違ひなからんことを希望するの餘り聊か數言を附記して讀者と共に豫て失望の不愉快を免かれんことを願ふものなり（畢）

官報

○内閣布達第二十三號

布告布達ノ儀自今官報ニ登載スルヲ以テ公式トシ別ニ配布セス

明治十八年十二月二十八日　内閣總理大臣伯爵伊

○内閣第八十一號　省院廳

官報ノ報告ヲ敏速精確ナラシムル爲メ其報告
精選シ常ニ官報局ト氣脈ヲ相通シ事務ノ便利
シ

明治十八年十二月二十八日　内閣總理大臣伯爵伊

○海軍省内第八十二號　海軍一

今般左ノ諸艦ヲ以テ常備小艦隊ヲ編制ス

明治十八年十二月廿八日　海軍大臣伯爵西

扶桑艦　金剛艦　比叡艦　海門艦　筑紫艦
磐城艦　孟春艦

○明治十八年十二月二十六日

任鐵道事務官　從五位勳五等　野
大藏權大書記官正六位　圖
仝　仝正七位　足
仝　仝　阿
仝　西
仝　内
仝　楊
仝　服
仝　森

任鐵道權少技長　非職農商務權少技長正七位　平
仝　仙
仝　芳

任海軍大軍醫

○是より先き政府紙幣の發行額は去る明治十
交を以つて其の最大數（一億二千萬圓餘）に達
來政府は其減消方按を確定し明治十三年第四
告によりて紙幣消却元資增加の方法を施し又
公債の方法を改良し殊に十五年以來は一層精
て其減消の歩を進めたるを以て明治十一二年
二千萬圓餘の紙幣は漸次に減して本年十一月
僅々八千餘萬圓と爲れり今數年以來本月に至
て右紙幣は既に消却せられ且燒棄せれたる員數
に燒棄既濟額は九千三百二十七萬千四百十六圓
燒棄額中三千二百餘萬圓は皆十五年以前の燒棄
の餘の六千百餘萬圓は皆十五年以後今十八年
に於て會計檢査院官員と大藏省官員と立會燒
なり而して其の燒棄の場所は每に印刷局構内
り但し此の燒棄額の大部分は前段にも陳ふる
方按及十三年第四十八號布告の方法幷に金札引
の方法に由りて消却せる者なりと雖又其の他に
ため引揚けられたる者若干及描改札の引揚け
者若干とも右の額内に含める者とす

○遞信省に於て昨廿七日付を以て會計庶務兩局
程を定め驛遞電信燈臺管船の四局の分課章程は
通に存する旨を達せり（會計庶務兩局分課章

○商法會議所解散（農商務省報告）　明治十四年
立したる三重縣下三重商法會議所は今般解散せ
縣より農商務省へ屆出たり（以上七件本年十二月廿八

雜報

○熱海の景況　豆州熱海にては每年年末より翌
へかけての浴客は多くは華族、官吏其他東京横
商、會社の役員等にして春の末より夏に至りて
方よりの浴客が其過半に居ることなるが去年の
は丁度朝鮮事件の最中なれば當局の官吏は勿
關係なきものにても先づ入浴を見合し又商人は
價激變の際なれば孰れも商機の成行に着目して
餘暇を得るものなければ爲めに同所の浴客は甚
なりし本年も最早上等客の來浴時節に接したれ
の宿屋杯にては過日より夫々其支度に取掛りし
朝鮮警報の達せしより又々朝鮮事變の起りし
一同痛心せしも朝鮮の一條は唯警報のミにて事
りたるに非ざれば漸く愁眉を開きたるに又々此
稀にして一二の宿屋は漸く十數名の浴客あるも
一二名又は皆無の樣子なりと同地の通信に見ゆ

○松山通信　十二月十六日伊豫松山通信員發信